

### 「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」とは？

急速な高齢化が進む今日、国民医療費は今後も大きな増加が見込まれます。医療需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するために、セルフメディケーション\*を推進することが重要です。そこで、2017年1月から新たにセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が施行されました。セルフメディケーション税制は、「自分自身で適切な健康管理を行う」ことを目的とした制度です。

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機関（WHO）は定義しています。

#### 医療費控除制度～従来の制度～

1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した医療費が一定額を超える時、税務署に申告すると、その分にかかっていた税金が戻ってくる制度です。スイッチ OTC 医薬品を購入しセルフメディケーションに貢献しても、1年間の医療費が10万円以下の場合には控除対象にならない点が疑問視されていました。

#### セルフメディケーション税制～新制度～

1年間（1月1日～12月31日）に自己負担した対象の一般用医薬品等の購入費が一定額を超える時、税務署に申告すると、その超えた分にかかっていた税金が戻ってきます。租税特別措置期間は平成29年1月1日から令和3年12月31日まででしたが、5年間（令和8年3月31日まで）延長が了承されました。

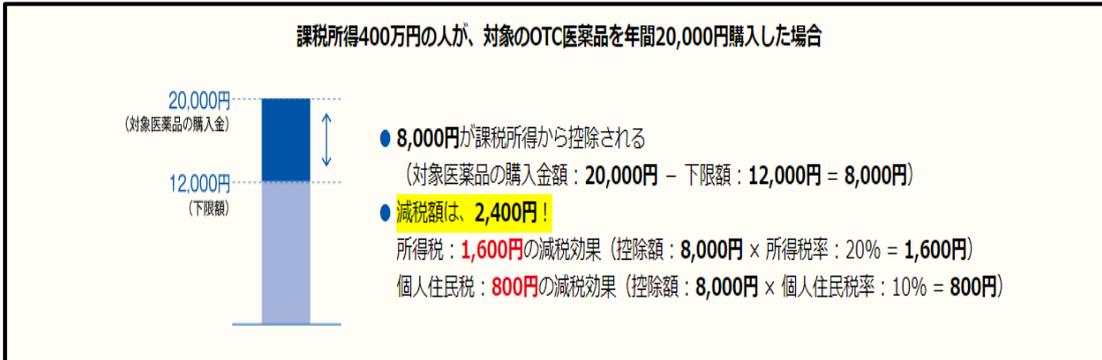
10万円以上で申請できる従来の医療費控除と違い、控除対象となる金額が大幅に引き下げられたことがポイントです。

<b>所得控除が受けられる条件</b>	① 所得税、住民税を納めている ② 健康維持増進等に関する以下の取り組みを行う 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診 ③ 対象となる要指導医薬品及び一般用医薬品を1世帯当たり1年間に1万2000円を超えて購入（ただし控除限度額8万8000円） ※ ①～③をすべて満たすことが条件となる
<b>控除の対象となる品目</b>	対象の成分（スイッチ成分）を含む OTC 医薬品

申告方法	領収書、源泉徴収票等を揃えて、税務署で申告(現行制度に準ずる)
------	---------------------------------

ただし、医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方の制度を選択します。  
(同時に利用することはできません)

### 〈セルフメディケーション税制を利用する時のイメージ〉



### セルフメディケーション税制の対象となる薬

税制の対象となるのは、薬局やドラッグストアで医師の処方箋がなくても購入できる医薬品のうち、医療用医薬品でも使われている 88 成分（令和 3 年 1 月 4 日時点）を含んだ「スイッチ OTC 医薬品」と呼ばれるもののみです。対象とする医薬品の品目は厚生労働省のホームページで確認できます。

### 注意点

セルフメディケーション税制を利用するには、医療費控除と同様に確定申告が必要です。また、申請には医薬品を購入した際のレシートが必要になるため捨てずに取っておかなくてはなりません。さらに、健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っていることを証明する必要があります。健診や予防接種を受けたときの領収書や結果通知票なども大切に保管しておきましょう。ただし健康維持増進等に関する取り組みにかかった費用は控除対象になりません。医薬品の購入金額から 12,000 円を引いた額が課税所得から控除され、所得税や住民税が減税されます。

もう一つ重要なことは、医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方のみしか利用することができないということです。申請する際に、どちらが良いか考えたうえで利用しましょう。